

横須賀市報

第1817号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規 則	
◇食品衛生法等施行取扱規則中一部改正……………	14777
告 示	
◇令和3年度分の横須賀市国民健康保険の保険料率について……………	14790
◇地縁による団体の告示事項の変更について……………	〃
◇地籍調査の実施について……………	〃
公 告	
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達……………	14791
◇固定資産税・都市計画税の督促状の公示送達……………	〃
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について……………	〃
◇横須賀都市計画変更案の縦覧について……………	〃
◇行政財産の貸付けに係る一般競争入札について……………	〃
◇国土調査による地図及び簿冊の閲覧について……………	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	14792
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について……………	〃
監査委員告示	
◇包括外部監査人の監査の事務を補助する方について……………	〃
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について……………	〃

規 則

横須賀市規則第72号 (令和3年6月1日) 掲 示 済

食品衛生法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月1日

横須賀市長 上地克明

食品衛生法等施行取扱規則の一部を改正する規則
食品衛生法等施行取扱規則(平成12年横須賀市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(営業許可申請書)」に改め、同条第1項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「食品関係営業許可申請書」を「営業許可申請書・営業届」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の申請書には、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)第67条第5号に掲げる図面のほか、食品の製造業の場合にあっては製造方法の概要書、自動車において営業をする場合にあっては営業の概要書を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

第2条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による申請を行う者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、これらの書類の全部又は一部の提示を省略することができる。

- (1) 省令別表第17第1号口の規定に該当するものであることを証する書類
- (2) 自動車検査証(自動車において営業をする場合に限る。)

第3条を次のように改める。

(食品衛生管理者選任届)

第3条 省令第49条第1項に規定する届書は、食品衛生管理者選任(変更)届(第3号様式)による。

第4条の見出しを「(営業許可書)」に改め、同条第1項中「条例第4条第1項」を「食品衛生条例(平成12年横須賀市条例第21号。以下「条例」という。)第3条第1項」に改め、「営業許可書」の次に「(以下単に「営業許可書」という。)」を加え、同条第2項中「前項による」を削る。

第5条の見出しを「(営業許可書の再交付)」に改め、同条中「第5条」を「第4条」に、「食品関係営業許可書(報告済証、給食施設報告済証)再交付申請書」を「営業許可書再交付申請書」に改める。

第6条の見出しを「(地位承継届)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第56条第2項(法第57条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、地位承継届(第7号様式)によらなければならない。

第6条第3項中「規定による」を削る。

第7条から第11条までを次のように改める。

(営業の届出書)

第7条 法第57条第1項の規定による届出は、営業許可申請書・営業届によらなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、これらの書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 省令第67条第5号に掲げる図面
- (2) 製造方法の概要書(食品の製造業又は加工業の場合に限る。)
- (3) 営業の概要書(自動車において営業をする場合に限る。)

3 第2条第3項の規定は、第1項の届出を行う者について準用する。

(食品等の回収の届出)

第8条 法第58条第1項の規定による届出は、自主回収届(第8号様式)によらなければならない。

(営業許可申請事項・営業届出事項変更届)

第9条 省令第71条の規定による届出は、営業許可申請事項・営業届出事項変更届(第9号様式)によらなければならない。

2 市長は、前項の届出の内容が営業許可書の記載事項に係るものであるときは、営業許可書を書き換えて交付する。

(廃業届等)

第10条 省令第71条の2の規定による届出は、廃業届(第10号様式)によらなければならない。

2 前項の廃業届のうち、営業の許可に係るものには、営業許可書を添付しなければならない。

3 条例第6条第1号の規定による届出は、営業休止届(第11号様式)によらなければならない。

4 条例第6条第2号の規定による届出は、営業再開届(第12号様式)によらなければならない。

(営業許可の取消し等)

第11条 法第60条第1項(法第68条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による許可の取消しは、営業許可取消命令書(第13号様式)による。

2 法第60条の規定による営業又は業務の全部又は一部の禁止は、営業(業務)禁止命令書(第14号様式)による。

3 法第60条の規定による営業又は業務の全部又は一部の停止は、営業(業務)停止命令書(第15号様式)による。

4 法第60条の規定による営業又は業務の全部又は一部の禁止の解除は、営業(業務)禁止命令解除通知書(第16号様式)

による。

第12条から第19条までを削る。

第20条第1項中「第56条（法第62条第3項）を「第61条（法第68条第3項）」に、「第26号様式」を「第17号様式」に改め、同条第2項中「第56条」を「第61条」に、「取り消し」を「取消し」に、「営業（業務）」を「営業又は業務」に改め、同条を第12条とする。

第21条第2項中「第58条第2項」を「第63条第2項の規定」に改め、同条を第13条とする。

第22条第1項中「第61条第2項」を「第67条第2項」に改め、同条を第14条とする。

第23条第1項中「第63条」を「第69条」に改め、同条第2項ただし書中「第55条第1項又は第56条」を「第60条第1項又は第61条」に改め、同条を第15条とする。

第24条第1項中「第27号様式」を「第18号様式」に改め、同条第2項第2号中「第9条各号」を「第9条第1項各号」に改め、同条第3項中「第28号様式」を「第19号様式」に改め、同条を第16条とする。

第25条第1項中「第29号様式」を「第20号様式」に改め、同条第3項中「第30号様式」を「第21号様式」に改め、同条第5項を削り、同条を第17条とする。

第2号様式（表）から第3号様式までを次のように改める。

第2号様式(表) (第2条第1項、第7条第1項関係)

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

営業許可申請書・営業届

食品衛生法(第55条第1項・第57条第1項)の規定に基づき、次のとおり提出します。

※以下の情報は、官民データ活用推進基本法の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。

(申請者・届出者氏名 申請者・届出者住所 営業施設名称、屋号又は商号 営業施設所在地 営業施設連絡先)

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日) ※個人の場合に限る。	
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
就業種別に 情報に 報応	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

第 2 号様式 (裏)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当箇所 <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑪ショートニング			
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
	① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道)			
	② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>	
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>	
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合に限る。	認定番号等		
添付書類				
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨			
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1			
	2			
	3			
	4			
備考				

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）横須賀市長

食品衛生管理者選任（変更）届

食品衛生管理者を選任（変更）したので、食品衛生法第48条第8項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地 (ふりがな)		
施設情報	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 年 月 日生		
	施設の所在地 (ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
令第13条に規定する食品又は添加物の別		<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング	
食品衛生管理者情報	氏 名	(ふりがな) 年 月 日生	
	住 所		
	職 名		
	職 種		
	職 務 内 容		
	選任（変更）年月日	年 月 日	
(事務処理欄)		添付書類	<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面
		(ふりがな)	電話番号
		担当者氏名	

第4号様式中「第52条」を「第55条」に、「車種・登録番号」を「登録番号」に、「許可条件」をその条件に改める。

他」

第5号様式中「営業許可済営業の種類」を「営業許可済」に改める。

第6号様式中「(第5条、第11条、第16条関係)」を「(第5条関係)」に、「食品関係営業許可書(報告済証、給食施設報告済証)再交付申請書」を「営業許可書再交付申請書」に、

許可書等の種別	
営業所の所在地 (主たる営業区域、営業車の車種・登録番号)	

を

営業所の所在地 (主たる営業区域、営業車の登録番号)	
-------------------------------	--

に

改める。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式(表)(第6条第1項関係)

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

地位承継届

許可業者の地位を承継(相続・合併・分割)したので、食品衛生法(第56条第2項・第57条第2項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

※ 以下の情報は、官民データ活用推進基本法の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。

(届出者氏名 届出者住所 営業施設名称、屋号又は商号 営業施設所在地 営業施設連絡先)

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
被相続人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書(相続人が2人以上いる場合に限る。)		
合併により消滅した法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	登記事項証明書(合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書)		
分割前の法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	登記事項証明書(分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)		

第7号様式(表)の次に次の1様式を加える。

第7号様式(裏)

営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
備考			

第8号様式を次のように改める。

第 8 号様式 (表) (第 8 条関係)

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

自 主 回 収 届

食品衛生法第58条第1項(食品表示法第10条の2)の規定に基づき、次のとおり食品等の自主回収を届け出ます。

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		
届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 ※食品表示法に関する自主回収の場合は、表示に責任を有する者			
回収担当部門	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス		法人番号：
	回収担当部門所在地		
	回収担当部門・担当者氏名 (ふりがな) ※食品表示法に関する自主回収の場合は、表示に責任を有する者		
回収委託先情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス		法人番号：
	委託事業者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		
委託事業者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名			
製造所又は加工所情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	製造所又は加工所の所在地		
	(ふりがな)		
製造所又は加工所の名称 (屋号、商号は追記してください) ※法人にあっては、その名称			
回収する食品等の情報等	食品等の一般名称：	商品名：	
	食品等の特定情報 (形態、内容量、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号、ロット番号、表示事項、出荷者、農場等)		
	回収の理由	内容	
<input type="checkbox"/> ①食品衛生法に違反 <input type="checkbox"/> ②食品衛生法に違反するおそれ <input type="checkbox"/> ③食品表示法に違反 <input type="checkbox"/> ④食品表示法に違反するおそれ			

第 8 号様式 (表) の次に次の 1 様式を加える。

第 8 号様式 (裏)

回収する食品等の情報等	回収着手時点における販売状況（販売地域、販売先、販売日、販売数量等）		
	回収に着手した年月日： 年 月 日		
	回収の方法（回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収後の対応、回収終了予定等）		
	回収状況（販売数量に対する回収数量、回収終了等）※届出時点		
	健康被害の発生状況（生命又は身体に対する危害の発生の有無）		
	健康への危険の程度	内容	
	画像（商品の全体がわかる画像、表示(食品関連事業者、製造所・加工所、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号・ロット番号等）		
	備考		
	担当者	（ふりがな） 担当者氏名	電話番号

第 9 号様式を次のように改める。

第9号様式(表)(第9条第1項関係)

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

営業許可申請書事項・営業届出事項変更届

食品衛生法施行規則第71条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

※ 以下の情報は、官民データ活用推進基本法の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。

(申請者・届出者氏名 申請者・届出者住所 営業施設名称、屋号又は商号 営業施設所在地 営業施設連絡先)

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日) ※個人の場合に限る。	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
じ業 た種 情に 報応	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設	<input type="checkbox"/>	
	※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

第9号様式(表)の次に次の1様式を加える。

第9号様式(裏)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当箇所 <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング			
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合に限る。		
	① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道)			
	② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>	
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>	
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等		
添付書類				
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1			
	2			
	3			
	4			
備考				

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第10条第1項関係）

年 月 日

（あて先）横須賀市長

廃業届

食品衛生法施行規則第71条の2の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

※ 以下の情報は、官民データ活用推進基本法の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。

(申請者・届出者氏名 申請者・届出者住所 営業施設名称、屋号又は商号 営業施設所在地 営業施設連絡先)

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日) ※個人の場合に限る。
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
自動車登録番号 ※自動車において営業をする場合に限る。			
営業許可・届出業種	許可番号及び許可年月日	営 業 の 種 類	備考
	1		
	2		
	3		
	4		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		
(事務処理欄)			

第11号様式を削る。
第12号様式中「(第8条第2項関係)」を「(第10条第3項関係)」に、「食品関係営業休止届」を「営業休止届」に、「車種・登録番号」を「登録番号」に改め、同様式を第11号様式とする。

第13号様式中「(第8条第3項関係)」を「(第10条第4項関係)」に、「食品関係営業再開届」を「営業再開届」に、「車種・登録番号」を「登録番号」に改め、同様式を第12号様式とする。

第14号様式から第21号様式までを削る。

第22号様式中「(第19条第1項関係)」を「(第11条第1項関係)」に、「食品関係営業許可取消命令書」を「営業許可取消命令書」に、「第55条」を「第60条」に、「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同様式を第13号様式とする。

第23号様式中「(第19条第2項関係)」を「(第11条第2項関係)」に、「食品関係営業(業務)禁止命令書」を「営業(業務)禁止命令書」に、「第62条第3項」を「第68条第3項」に、「第55条」を「第60条」に、「許可年月日」を「許可(届出)年月日」に改め、同様式を第14号様式とする。

第24号様式中「(第19条第3項関係)」を「(第11条第3項関係)」に、「食品関係営業(業務)停止命令書」を「営業(業務)停止命令書」に、「第62条第3項」を「第68条第3項」に、「第55条」を「第60条」に、「許可年月日」を「許可(届出)年月日」に改め、同様式を第15号様式とする。

第25号様式中「(第19条第4項関係)」を「(第11条第4項関係)」に、「食品関係営業(業務)禁止命令解除通知書」を「営業(業務)禁止命令解除通知書」に、「許可年月日」を「許可(届出)年月日」に改め、同様式を第16号様式とする。

第26号様式中「(第20条第1項関係)」を「(第12条第1項関係)」に、「第56条」を「第61条」に改め、同様式を第17号様式とする。

第27号様式中「(第24条第1項関係)」を「(第16条第1項関係)」に改め、同様式を第18号様式とする。

第28号様式中「(第24条第3項関係)」を「(第16条第3項関係)」に改め、同様式を第19号様式とする。

第29号様式中「(第25条第1項関係)」を「(第17条第1項関係)」に改め、同様式を第20号様式とする。

第30号様式中「(第25条第3項関係)」を「(第17条第3項関係)」に改め、同様式を第21号様式とする。

第31号様式を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)附則第2条の規定により営業を行うことができる者の当該営業に係る取扱いについては、なお従前の例による。

告 示

横須賀市告示第112号 (令和3年5月31日 掲示済)

横須賀市国民健康保険条例(昭和34年横須賀市条例第22号)第14条第1項、第14条の7第1項及び第14条の12第1項の規定に基づき、令和3年度横須賀市国民健康保険の基礎賦課額の保険料率、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり定めたので、同条例第14条第3項、第14条の7第3項及び第14条の12第3項の規定により告示します。

令和3年5月31日

横須賀市長 上地 克明

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1,000分の64.7
 - (2) 被保険者均等割 18,520円
 - (3) 世帯別平等割
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 29,290円

- イ 特定世帯 14,645円
- ウ 特定継続世帯 21,968円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1,000分の23.5
 - (2) 被保険者均等割 6,600円
 - (3) 世帯別平等割
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 10,450円
 - イ 特定世帯 5,225円
 - ウ 特定継続世帯 7,838円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1,000分の23.0
 - (2) 被保険者均等割 7,220円
 - (3) 世帯別平等割 8,210円

横須賀市告示第115号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和3年6月10日

横須賀市長 上地 克明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変更前	変更後
追浜南町協力会	山本 秀雄 横須賀市追浜南町2丁目7番地	近藤 充賢 横須賀市追浜南町2丁目29番地
みどり野自治会	伊東 明美 横須賀市大矢部3丁目35番20号	田原 正和 横須賀市大矢部3丁目49番11号
東浦賀和光台自治会	関澤 大輔 横須賀市東浦賀2丁目34番3号	渡邊 祐三 横須賀市東浦賀2丁目26番2号
長瀬町内会	真下 厚 横須賀市長瀬2丁目5番7号	宮崎 安博 横須賀市長瀬3丁目285番地7
ハイランド二丁目自治会	鈴木 惇司 横須賀市ハイランド2丁目1番5号	亀井 博 横須賀市ハイランド2丁目45番3号
山科台自治会	山岸 義之 横須賀市山科台36番18号	吉田 正秋 横須賀市山科台36番19号

横須賀市告示第116号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、国土調査として指定されたため、次のとおり地籍調査を実施します。

令和3年6月10日

横須賀市長 上地 克明

- 1 国土調査として指定された年月日 令和3年5月14日
- 2 調査を実施する者の名称 横須賀市
- 3 調査地域 船越町1丁目、港が丘2丁目、田浦港町及び田浦町6丁目の各一部
- 4 調査期間 令和3年6月10日から令和4年3月31日まで

公 告

横須賀市公告第 107 号 (令和3年5月28日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年5月28日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和3年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分及び定期賦課過年度分

(別紙略)

横須賀市公告第 108 号 (令和3年6月1日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年6月1日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和元年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 1 期 分	令和元年6月27日
		第 2 期 分	令和元年8月27日
		第 3 期 分	令和2年1月28日
		第 4 期 分	令和2年3月23日
令和2年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 2 期 分	令和2年8月27日
		第 3 期 分	令和3年1月28日
		第 4 期 分	令和3年3月23日

(別紙略)

横須賀市公告第 109 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和3年6月10日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号	番 号
横浜 横須賀	15-70
横浜 横須賀	16-07
横浜 横須賀	16-46
横浜 横須賀	31-78
横浜 横須賀	91-33

横須賀市公告第 110 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更の案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日から2週間縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに意見書を市に提出することができます。

令和3年6月10日

横須賀市長 上 地 克 明

都市計画の種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域

横須賀都市計画ごみ焼却場	横須賀市公郷町1丁目、浦賀2丁目及び神明町地内
横須賀都市計画地区計画安針台地区地区計画	横須賀市安針台地内
横須賀都市計画地区計画横須賀リサーチパーク地区地区計画	横須賀市岩戸5丁目、光の丘及び長沢6丁目地内
横須賀都市計画地区計画海辺ニュータウン地区地区計画	横須賀市平成町1丁目、平成町2丁目、平成町3丁目、安浦町2丁目、安浦町3丁目、三春町2丁目及び三春町3丁目地内
横須賀都市計画地区計画汐入駅前第3地区地区計画	横須賀市本町3丁目地内
横須賀都市計画地区計画吉井・池田地区地区計画	横須賀市桜が丘1丁目、池田町1丁目、池田町2丁目、池田町3丁目、池田町4丁目、吉井2丁目、吉井3丁目、吉井4丁目、浦賀2丁目及び浦賀5丁目地内
横須賀都市計画地区計画衣笠町地区地区計画	横須賀市衣笠町及び大矢部5丁目地内
横須賀都市計画地区計画ワイハート地区地区計画	横須賀市衣笠町字下ノ谷・字坂口・字湯屋谷・字深山・字大畑、山科台、太田和5丁目及び長坂5丁目地内
横須賀都市計画地区計画佐原2丁目地区地区計画	横須賀市佐原2丁目地内
横須賀都市計画地区計画追浜本町2丁目地区地区計画	横須賀市追浜本町2丁目地内
横須賀都市計画地区計画大滝町2丁目地区地区計画	横須賀市大滝町2丁目地内
横須賀都市計画地区計画若松町3丁目地区地区計画	横須賀市若松町3丁目及び深田台地内
横須賀都市計画地区計画森崎3丁目地区地区計画	横須賀市森崎3丁目地内
横須賀都市計画地区計画森崎5丁目地区地区計画	横須賀市森崎5丁目及び森崎6丁目地内

横須賀市公告第 111 号 (令和3年6月10日 掲 示 済)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により市有地の貸付けを行います。

令和3年6月10日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 112 号

船越町1丁目、港が丘2丁目、田浦港町及び田浦町6丁目の各一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定による地籍調査を実施し、当該土地の地図及び簿冊を作成したため、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和3年6月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 地図及び簿冊の名称

- 地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧場所
横須賀市土木部道路管理課
- 3 閲覧期間
令和3年6月10日から同月30日までの午前8時30分から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- 4 誤り等の申出
閲覧の結果、地図及び簿冊に誤り等があると認める場合は、閲覧期間満了の日までに市に申し出ることができます。誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付しま

す。

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第22号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和3年6月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
583	谷商設備株式会社	平野靖和	横浜市旭区本宿町78番地	令和3年5月25日	令和8年5月24日

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第9号（令和3年5月17日） 掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和3年5月17日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和3年5月20日午後3時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 教育職員手当等支給規則中改正について
 - (2) 国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会委員の委嘱等について
 - (3) 横須賀市学力向上推進委員会委員の委嘱等について
 - (4) 横須賀市教科用図書採択検討委員会委員の委嘱等について
 - (5) 横須賀市学校給食運営審議会委員の委嘱等について
 - (6) 横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会委員の委嘱について

監査委員告示

横須賀市監査委員告示第1号（令和3年5月26日） 掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による包括外部監査人稲垣正人の監査の事務を補助する方についての協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和3年5月26日

横須賀市監査委員 川 瀬 富士子
同 丸 山 邦 彦
同 加 藤 眞 道
同 石 山 満

氏 名	住 所	補助できる期間
馬 場 正 威	東京都江東区冬木15番19-1102号	令和3年6月1日から令和
斉 藤 将	東京都品川区旗の台6丁目3番4号	
松 本 拓 也	東京都台東区台東4丁目20番8-1001号ステージファースト仲御徒町	

神 戸 政 之	横浜市西区桜木町4丁目17番地	4年3月31日まで
櫻 山 加奈子	横浜市港南区日限山1丁目67番11-612号	
山 口 準 子	東京都杉並区高井戸東1丁目1番43号	
宮 本 和 之	東京都日野市大字上田255番地の13	

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第6号（令和3年6月1日） 掲 示 済

令和3年第6回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和3年6月1日

横須賀市農業委員会
会長 田 丸 定 雄

- 1 日時 令和3年6月10日午後3時
- 2 会議開催の場所 農業委員会室
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - (5) 非農地証明の申請について
 - (6) 農地等の現況に関する照会に対する回答について
 - (7) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 - (8) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について